



産科・小児医療施設等誘致事業費補助 について

令和5年7月

神奈川県健康医療局

令和5年度6月補正予算額：1億9,160万円

1 目的

県民が安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備のため、産科・小児医療施設を開設する事業者に対し、施設・設備整備費用を補助

2 内容

(1) 基本的な考え方

ア 既存の国庫補助を活用した上で、より誘致を促進するため、
県負担（子ども子育て基金）による

- ・ **上乘せ補助**（分娩取扱施設の整備に係る事業者負担分への支援）
- ・ **横出し補助**（対象経費及び対象施設の拡充）

を行う。

2 (2)補助事業のポイント

ア **分娩取扱施設は国庫補助 1 / 2 に加え、残り 1 / 2 も県が補助**

イ **国庫補助対象外である妊婦健診や産後ケアのみの施設、小児科にも県が 1 / 2 を補助**

(3)対象地域

対象地域は、**産科・小児科いずれも県全域**

(4)その他要件

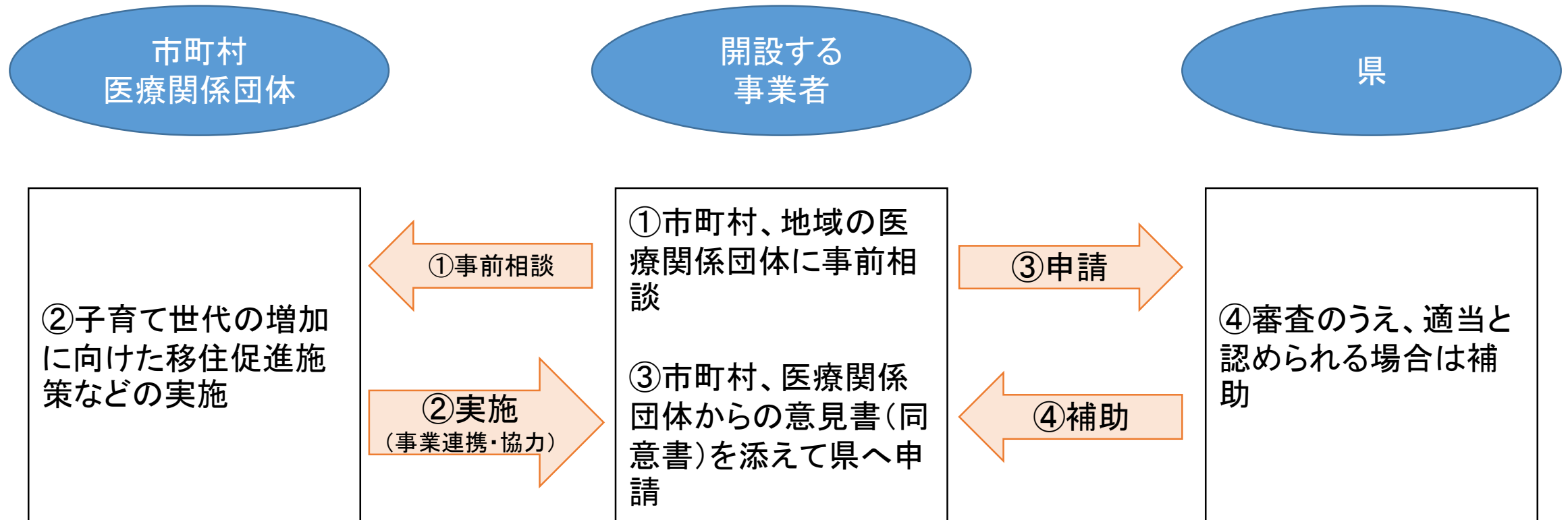
ア **市町村のニーズに合った開設となるよう、市町村の同意が補助条件**

イ **県内移転の場合は、原則、医師偏在指標（分娩取扱または小児科）が全国平均を上回る地域から下回る地域への移転が対象**
（県外からの移転など、新規開設は県全域が対象）

産科・小児医療施設誘致事業費補助 概要③

2(5)補助内容(詳細)

対象施設	産科医療施設		小児医療施設
	分娩取扱施設	妊婦健診 産後ケア 等	
対象経費	○新築・増築等に要する施設整備費／医療機器・その他備品の設備整備費		
基準単価	【施設整備】 ○分娩室等：鉄筋・木造 244,600円/m ² 、ブロック 213,600円/m ² ○宿泊施設：鉄筋・木造 272,700円/m ² 、ブロック238,600円/m ²		
	【設備整備】 ○医療機器／その他備品：それぞれ17,035千円／1か所		
基準面積	○分娩室等：194m ² ○宿泊施設：室数(2室が限度)×40m ²	○診察室等：160m ²	
補助率 赤字が上乗せ 青字が横出し	○施設整備：国1／2、 県1／2 ○設備整備(医療機器)：国1／2、 県1／2 ○設備整備(上記以外)： 県1／2 ※国庫補助非活用施設は全て 県1／2		○全て 県1／2
補助上限額	94,819千円		36,602千円
主な補助条件	○市町村が開設に同意かつ子育て世代の移住施策を実施 ○医療関係団体等との協力体制の構築		



令和5年度スケジュール

	R5年度 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R6年度 4月	
申請 受付			→									
交付 決定				→								
施工 期間					→							
実績 報告										→		
精算 払											→	

令和5年度執行分は9月決定(想定)

令和6年度以降も継続予定
※令和6年度については予算の成立を前提とする

お問い合わせは
健康医療局 保健医療部
医療課 医療整備グループ まで

①分娩取扱医師偏在指標_R2

(出典：出典：医師・歯科医師・薬剤師統計、厚生労働省HPなど)

周産期医療圏	医師数	偏在指標
■横浜(横浜市、鎌倉市、藤沢市)	421	11.4
■川崎(川崎市)	130	11.6
■三浦半島(横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町)	30	<u>7.8</u>
■湘南 (平塚市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、大磯町、二宮町、愛川町、清川村)	80	<u>10.1</u>
■県央北相(相模原市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町)	108	<u>10</u>
■西湘 (小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町)	25	11
県	794	10.9
全国	11,678	10.6

下線は全国平均を下回る地域

移転の場合は、原則全国平均を上回る（下線のない）地域から全国平均を下回る（下線のある）地域への移転のみ対象

【参考】医師偏在指標

②小児科医師偏在指標_R2

(出典：医師・歯科医師・薬剤師統計、厚生労働省HPなど)

小児科医療圏	医師数	偏在指標
■横浜北部	209	<u>98.7</u>
■横浜西部	112	<u>90.9</u>
■横浜南部	209	136.4
■川崎北部	114	<u>108.9</u>
■川崎南部	105	<u>113</u>
■三浦半島(横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町)	47	<u>105.9</u>
■鎌倉	23	138.2
■東湘(藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町)	90	<u>95.9</u>
■平塚・中郡(平塚市、大磯町、二宮町)	34	<u>105.8</u>
■秦野・伊勢原(秦野市、伊勢原市)	46	<u>110.3</u>
■県央(大和市、海老名市、座間市、綾瀬市)	53	<u>92.3</u>
■厚木(厚木市、愛川町、清川村)	23	<u>82.3</u>
■相模原	90	<u>105.7</u>
■西湘(小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町)	32	<u>107.2</u>
県	1,187	106.1
全国	17,997	115.1

下線は全国平均を下回る地域

移転の場合は、原則、全国平均を上回る（下線のない）地域から全国平均を下回る（下線のある）地域への移転のみ対象